相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝七〇六番地、最後の住所埼玉県越谷市大字南荻島四一五六番地一　大和荘二〇一

被相続人　亡　内藤　武弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

事務所埼玉県川口市芝新町五番地の一　Sビル六階C号室　わらび法律事務所

相続財産管理人　弁護士　織田　恭央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区麹町四丁目二番地三、最後の住所福島県双葉郡浪江町大字樋渡字内田六一番地しらうめ荘一〇五号

被相続人　亡　田中　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号　全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川五丁目三〇番地、最後の住所東京都足立区辰沼二丁目七番一五号

被相続人　亡　小林キミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

東京都港区赤坂一―三―六赤坂グレースビル七階虎ノ門協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市中里五丁目二番地八、最後の住所東京都清瀬市中里五丁目二番地の八清瀬ハイコーポ三〇一号

被相続人　亡　大谷　元貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

事務所東京都八王子市明神町四丁目一番九号シャンポール八王子六〇三号室南多摩桑都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区下方町七丁目四〇番地一、最後の住所名古屋市千種区下方町七丁目四〇番地の一　大東和ビル七F

被相続人　亡　山内　圀秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号　堀内ビル四階　小川総合法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　大杉　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市藤原町本郷一〇三四番地、最後の住所三重県四日市市茂福町二八番二五号

被相続人　亡　近藤　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

三重県津市羽所町三四五番地津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区加美北三丁目一八八番地、最後の住所大阪府八尾市松山町二丁目三番二〇号

被相続人　亡　折**原**惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室

相続財産管理人　弁護士　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県越智郡日**吉**村大字**臧**敷七八番戸、最後の住所愛媛県越智郡朝倉村大字朝倉下

被相続人　亡　額田　無岳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

愛媛県今治市室屋町一丁目二番地一九

相続財産管理人　瀬野　竜矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県豊前市大字三毛門一二一四番地五、最後の住所福岡県豊前市大字三毛門一二一四番地五

被相続人　亡　前田　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

福岡県豊前市青豊一九番地一四スペースＩ

相続財産管理人　弁護士　西村幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡高鍋町大字持田六二〇〇番地、最後の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋二八一八番地一

被相続人　亡　黒木日出夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋八一一番地二　緒方隆憲司法書士事務所

相続財産管理人　緒方　隆憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二五三一番地、最後の住所鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二五三一番地

被相続人　亡　吉留　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

鹿児島市中央町二五番地八

相続財産管理人　弁護士　武　雄太

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成三十年二月八日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県大田原市住吉町一丁目五―四

氏名　**吉**田　洋一

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

第２期決算公告

平成30年1月30日　千葉市若葉区都賀４丁目３番１号

株式会社かねたや家具店

代表取締役　萩原　優

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,613	流動負債	2,417
固定資産	5,532	固定負債	3,897
		引当金	23
		退職給付	3,874
		株主資本	1,829
		資本金	10
		資本剰余金	1,720
		資本準備金	865
		その他資本剰余金	855
		利益剰余金	99
		その他利益剰余金	99
		（うち当期純損失）	(27)
		評価・換算差額等	1
資産合計	8,145	負債・純資産合計	8,145